

『いじめ防止対策推進委員会』設置要項

1.目的

いじめはどの生徒にもどの学校にもおこりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のために、すべての生徒を対象としたいじめ防止の観点を持ち、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるため継続的な取り組みをする。これらの取り組みを実効的に行うために「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

2.委員会の構成

【いじめ防止対策推進委員会メンバー】

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導部長・生徒指導部員・
養護教諭・各学年主任・特別支援コーディネーター・
必要と認められる場合他の関係教職員

3.会議

校長は本会議を主宰し、会議を招集する。

4.委員会の役割

- (1) 『英数学館いじめの基本方針』の見直しを図る。
- (2) 『いじめ・体罰・セクシュアルハラスメント相談窓口』を設置し、
情報収集をする。
- (3) 教職員間での、いじめに関する情報の共有を統括する。
- (4) 重大事件が発生した場合の関係部署との連携を図る。
- (5) その他、いじめ防止対策に係る取り組みを行う。

いじめ防止基本方針

1. いじめに対する基本認識

[いじめの定義]

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

[いじめの態様]

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 冷やかされる・からかわれる② 仲間はずれにされる・無視される③ 叩かれる・蹴られる④ 金品をたかられる⑤ 持ち物を隠される・壊される⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる⑦ パソコンや携帯電話を使って、悪口や嫌なことをされる |
|---|

いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものである」との認識に立ち、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校生活全体を通じて、生徒一人一人に徹底し、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめの小さなサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。そのためには、学校・家庭が連携して、いじめの問題に取り組む必要がある。

2. 早期発見に向けて

- ① いじめは「どの子にも、どの学校においても起こり得る」また、「暴力を伴わないいじめ」については、目に見えにくいと同時に、どの生徒にも起こりうるものであり、しかも、大半の生徒が巻き込まれるものであるという認識のもと、生徒の小さなサインを見逃すことがないように、日頃からの行動観察や個人面談、手帳やホームワークプランナーの内容などをもとに生徒の状況把握に努める。

- ② また、定期的にいじめアンケート調査を実施し、いじめの早期発見・早期対応に資する。(7月・12月・3月)

3. 早期解消に向けて

- ① いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者にご理解いただける解決をめざす。また、クラス担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、生徒指導委員会、特別支援教育委員会、スクールカウンセラー等とも連携しながら、指導の方針を検討する。
- ② 関係生徒には行為の善悪をしっかりと理解させ、反省を促す。

4. 未然防止に向けて

- ① 「認めてもらっている」という自己有用感を持たせ、「思いやりの心」を育みながら、ささいな事柄が深刻な事態へとエスカレートしないような状態をつくる。
- ② すべての生徒が活躍できる場や機会を準備するようにして、生徒の主体的な活動の中から、生徒同士と一緒に活動することを通して、絆をつくりあげていく。
- ③ 生徒が安心・安全に学校生活を送ることができると感じられるような「場」として、クラス、学年、学校をつくり、生徒の居場所をつくっていく。